

令和 3 年度

定期監査結果報告書（後期）

志摩市監査委員



監 査 第 1 5 号

令和 4年 3月30日

志 摩 市 長 様  
志 摩 市 議 会 議 長 様  
各 部 署 ( 局 ・ 室 ・ 所 ・ 施 設 ) 長 様

志摩市監査委員 中 島 郁 弘

志摩市監査委員 井 上 幹 夫

令和3年度定期監査結果報告書（後期）の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査について、志摩市監査基準に準拠して実施したので、その結果を次のとおり報告する。

## 目 次

1. 監 査 の 種 類	1
2. 監査の対象及び監査の期間	1
3. 監 査 の 着 眼 点	1
4. 監 査 の 実 施 内 容	2
5. 監査を実施した監査委員	2
6. 監 査 の 結 果	2
全般的共通事項	3
各部署に関する事項	4
(市 民 生 活 部)	4
(健 康 福 祉 部)	5
(産 業 振 興 部)	6
(上 下 水 道 部)	7
(出 納 室)	7
(病 院 事 業 部)	7
(教育委員会事務局)	7
(監査委員事務局)	8
(消 防 本 部)	9

### 1. 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査について、志摩市監査基準に準拠して実施したので、その結果を次のとおり報告する。

### 2. 監査の対象及び監査の期間

実施期日	対 象 課 名 等
令和3年12月23日	消防総務課、予防課、志摩消防署、ごみ対策課
令和4年1月12日	磯部支所、水道工務課、磯部分署、出納室
令和4年1月13日	大王支所、大王分署、総合教育センター、志摩市民病院
令和4年1月14日	浜島支所、浜島診療所、浜島分署、磯体験施設海ほおずき
令和4年1月19日	志摩支所、志摩分署、大王保育所、大王幼稚園
令和4年1月20日	浜島小学校、浜島中学校、浜島子育て支援センター、 浜島保育所、浜島幼稚園
令和4年1月21日	大王小学校、大王放課後児童クラブ、大王中学校、 大王幼保給食センター
令和4年1月24日	南勢分署、ひまわり保育所、磯部幼保給食センター、 歴史民俗資料館
令和4年2月2日	磯部小学校、磯部中学校、磯部保育所、 磯部幼稚園、磯部子育て支援センター
令和4年2月3日	迫間文化会館、迫間教育集会所、ひのぞが丘保育所、悠久苑
令和4年2月4日	ともやま公園事務所、監査委員事務局

### 3. 監査の着眼点

志摩市監査基準第3条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、令和2年度における財務に関する事務、経営に係る事業の管理及びその他の事務（必要に応じて令和3年度分を含む。）の執行が、適正、合理的かつ効率的に行われているか、また、補助金等の交付申請及び財産管理、契約、検収事務が適正に行われているかなどを主眼として監査を実施した。

#### 4. 監査の実施内容

監査を実施するに当たっては、各部署から提出された定期監査調書及び関係書類等について、補助職員による予備監査を実施し、監査当日は、監査対象部署の長等から説明を受け、関係職員に対して質疑を行い監査を実施した。

#### 5. 監査を実施した監査委員

中 島 郁 弘 （識見監査委員）

井 上 幹 夫 （議会選出監査委員）

#### 6. 監査の結果

監査対象部署等の事務・事業の執行等については、概ね適正に行われていると認められた。しかしながら、一部には注意等の事項が見受けられたので、早急に是正・改善を検討されたい。また、講じた措置については、遅滞なく報告されたい。

なお、監査時に気づいた簡易な事項については、口頭により指示した。

(注) 監査結果の評価・判断にあたっては、以下の4つに区分する。

- 1) 【指摘事項】： ①法令違反  
②予算の目的に反していると認められるもの  
③不経済な行為が生じていると認められるもの  
④事務処理等著しく適切を欠くと認められるもの
- 2) 【注意事項】： 「指摘事項」のうち軽微な誤謬等と認められるもの
- 3) 【検討事項】： 一部の所属だけでは改善、是正または見直しが困難なもので、他の部署等との調整が必要であると認めるもの
- 4) 【意見】： 組織及び運営の合理化、改善化に資するため、意見を述べる事が必要であると認めるもの

## 《全般的共通事項》

(1) 随意契約の締結については、地方自治法、地方自治法施行令及び志摩市契約規則等の規定に基づき、随意契約の理由を明確にするとともに、法令等で定められた事項を遵守し、経済的合理性、技術の特殊性、緊急性等を十分考慮し、志摩市随意契約実施ガイドライン及び志摩市競争入札実施要項等を参考の上、適正に事務処理されることを要望する。

なお、地方公営企業においては、地方公営企業法及び地方公営企業法施行令等の規定に基づくものとする。

(2) 文書管理事務については、多くの部署において発送（施行）日、文書番号等の記載漏れ及び公印取扱責任者の確認印の押印漏れが見受けられた。

また、起案用紙を用いるべき決裁において簡易処理用紙が用いられていた。行政機関の文書は、各々の事業の基本であり、志摩市事務決裁規程、志摩市文書管理規程及び志摩市公印規則に留意の上、事務処理されることを要望する。

(3) 税外債権について、納付期限を経過しても延滞金等を課さないことは、納付期限を遵守することの必要性を市民に周知できず、期限どおり納付する者との公平性を欠くことになる。このため、適正・的確な債権管理及び効果的・効率的な債権回収に引き続き努めることを要望する。

(4) 時間外勤務については、時間外勤務命令の見直しや時間外勤務手当予算の増額など、改善に向けて鋭意努力されているが、一部の部署に時間外勤務の恒常化が見受けられる。新型コロナウイルス対策など、部署外の業務も増える致し方ないところもあるが、労務管理の徹底と業務の効率化を図り、職員の健康やワークライフバランスに悪影響が生じないよう、全庁的に時間外勤務の縮減に努めることを要望する。

(5) 備品管理事務については、志摩市会計規則により備品台帳を備え付け、管理することとなっている。今後も備品台帳の整備に努め、適正に事務処理されることを要望する。

(6) 予算編成において、会計年度独立の原則や予算単年度主義を踏まえつつ、関係法令に基づき、適正な予算編成に努められたい。また、予算執行について、歳入面では歳入欠陥が生じないよう、歳出面では不足額が生じないよう、適切な時期に補正などの対応に努めることを要望する。

## 《各部署に関する事項》

### 【市民生活部】

(環境課)

#### ○悠久苑

- (1) 「公用車運行簿」において、鉛筆での記載が見受けられた。今後は、「志摩市公用車使用管理規程」に基づき適正な事務処理に努められたい。 **【注意事項】**

(人権市民協働課)

#### ○迫間文化会館

- (1) 「切手受払い簿」において、枚数の記載漏れが見受けられた。今後は、「志摩市文書管理規程」に基づき適正な事務処理を行われたい。 **【注意事項】**

(ごみ対策課)

- (1) 「公用車運行管理簿」において、出発時間及び到着時間等の記載漏れが見受けられた。今後は、「志摩市公用車使用管理規程」に基づき適正な事務処理に努められたい。 **【注意事項】**

(浜島支所)

- (1) 「志摩市桧山路生涯学習センター空調機改修工事実施設計及び施工管理業務委託」の起案用紙において、文書番号及び発送日の記載漏れが見受けられた。今後は、「志摩市文書管理規程」に基づき適正な事務処理を行われたい。 **【注意事項】**

(大王支所)

- (1) 「畔名コミュニティーセンター 大会議室照明灯LED化工事実施設計業務委託」の起案用紙において、発送日の記載漏れが見受けられた。今後は、「志摩市文書管理規程」に基づき適正な事務処理を行われたい。 **【注意事項】**

(志摩支所)

- (1) 「志摩文化会館修繕に関する綴」の起案用紙において、送付日の記載漏れが見受けられた。今後は、「志摩市文書管理規程」に基づき適正な事務処理を行われたい。 **【注意事項】**

(磯部支所)

- (1) 「郵便切手等受払簿」において、改正前の様式が使用されていた。今後は「志摩市文書管理規程」に沿った様式で事務処理を行うよう改められたい。

**【注意事項】**

## **【健康福祉部】**

(こども家庭課)

○大王幼保給食センター

特になし

○磯部幼保給食センター

- (1) 「契約に関する文書（業務委託・給食賄材料2）」の起案用紙において、発送日の記載漏れが見受けられた。今後は、「志摩市文書管理規程」に基づき適正な事務処理を行われたい。

**【注意事項】**

○浜島保育所

特になし

○大王保育所

特になし

○ひまわり保育所

特になし

○ひのでが丘保育所

特になし

○磯部保育所

特になし

○浜島子育て支援センター

特になし

○磯部子育て支援センター

- (1) 「郵便切手受払簿」において、背表紙とは異なる編てつが見受けられた。今後は、「志摩市文書管理規程」に基づき適正な事務処理を行われたい。 **【注意事項】**

○大王放課後児童クラブ

特になし

○浜島幼稚園

特になし

○大王幼稚園

- (1) 「備品台帳」において、幼稚園か保育所の備品かの区別ができるように備考欄に記載するなど工夫されたい。 **【意見】**

○磯部幼稚園

- (1) 「児童生徒事故報告書」の起案用紙において、決裁区分及び決裁日の記載漏れが見受けられた。今後は、「志摩市文書管理規程」に基づき適正な事務処理を行われたい。 **【注意事項】**

## **【産業振興部】**

(観光課)

○磯体験施設海ほおずき

- (1) 「公用車運行簿」において、帰着時間及び走行距離の記載漏れが見受けられた。今後は、「志摩市公用車使用管理規程」に基づき適正な事務処理に努められたい。 **【注意事項】**

○ともやま公園事務所

- (1) 「志摩市ともやま公園事務所備品一括購入」の起案用紙において、発送日の記載漏れが見受けられた。今後は、「志摩市文書管理規程」に基づき適正な事務処理を行われたい。

**【注意事項】**

## 【上下水道部】

(水道工務課)

- (1) 「志摩市水道事業 送水管更新実施計画策定業務委託」の起案用紙において、発送日の記載漏れが見受けられた。今後は、「志摩市文書管理規程」に基づき適正な事務処理を行われたい。

**【注意事項】**

## 【出納室】

(出納室)

- (1) 公印を用いる際は、起案用紙の発信者欄に公印取扱責任者の印の確認印を押印されたい。今後は、「志摩市公印規則」に基づき適正な事務処理を行われたい。

**【注意事項】**

## 【病院事業部】

(志摩市民病院)

- (1) 「委託業務契約関係綴」の起案用紙において、分類番号及び保存期間の記載漏れが見受けられた。今後は、「志摩市文書管理規程」に基づき適正な事務処理を行われたい。

**【注意事項】**

(浜島診療所)

- (1) 「公用車運行簿」において、帰着時間の記載漏れが見受けられた。今後は、「志摩市公用車使用管理規程」に基づき適正な事務処理に努められたい。

**【注意事項】**

## 【教育委員会事務局】

(学校教育課)

○浜島小学校

- (1) 「郵券受払簿」において、改正前の様式が使用されていた。今後は「志摩市文書管理規程」に沿った様式で事務処理を行うよう改められたい。

**【注意事項】**

○大王小学校

- (1) 「郵券受払簿」において、改正前の様式が使用されていた。今後は「志摩市文書管理規程」に沿った様式で事務処理を行うよう改められたい。

**【注意事項】**

○磯部小学校

- (1) 「郵便受払簿」において、改正前の様式が使用されていた。今後は「志摩市文書管理規程」に沿った様式で事務処理を行うよう改められたい。 **【注意事項】**

○浜島中学校

- (1) 「郵便受払簿」において、改正前の様式が使用されていた。今後は「志摩市文書管理規程」に沿った様式で事務処理を行うよう改められたい。 **【注意事項】**

○大王中学校

- (1) 「郵券受払簿」において、改正前の様式が使用されていた。今後は「志摩市文書管理規程」に沿った様式で事務処理を行うよう改められたい。 **【注意事項】**

○磯部中学校

- (1) 「郵便受払簿」において、改正前の様式が使用されていた。今後は「志摩市文書管理規程」に沿った様式で事務処理を行うよう改められたい。 **【注意事項】**

○迫間教育集会所

特になし

(総合教育センター)

- (1) 「公用車運行簿」において、帰着時間の記載漏れが見受けられた。今後は、「志摩市公用車使用管理規程」に基づき適正な事務処理に努められたい。 **【注意事項】**

(生涯学習スポーツ課)

○歴史民俗資料館

- (1) 「施設管理に関する綴（保守点検・業務委託等）」の起案用紙において、発送日の記載漏れが見受けられた。今後は、「志摩市文書管理規程」に基づき適正な事務処理を行われたい。

**【注意事項】**

**【監査委員事務局】**

特になし

## 【消防本部】

(消防総務課)

特になし

(予防課)

特になし

(志摩消防署)

特になし

(浜島分署)

特になし

(大王分署)

特になし

(志摩分署)

特になし

(磯部分署)

特になし

(南勢分署)

特になし